

商品概要説明書

賃貸住宅リフォームローン

(2025 年 10 月 1 日現在)

商品名	賃貸住宅リフォームローン																	
ご利用いただける方	○当 J A の組合員（個人）の方。 ○リフォームする賃貸住宅（店舗併用賃貸住宅を含む）の土地および建物を所有している方（家族名義を含む）。 ○お借入時の年齢が満 20 歳以上の方。 ただし、事業承継人（法定相続人）がいる方。 ○十分な経営能力を有している方。																	
資金使途	○賃貸住宅（店舗併用賃貸住宅を含む）のリフォームに要する資金（諸費用含む）。																	
借入金額	○10 万円以上 2,500 万円以内（1 万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。																	
借入期間	○1 年以上 20 年以内とします。																	
借入利率	○変動金利型 ※利率については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。																	
返済方法	○元利均等返済もしくは元金均等返済のいずれかをご選択いただけます。																	
担保	○不要です。 ※ただし、リフォームする融資対象物件ならびに敷地に抵当権が設定されている場合は当 J A 抵当権のみであり、かつ所有権を阻害する登記がないこと。																	
保証人	○当 J A が指定する保証機関（東京都農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																	
保証料	○一括前払方式 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入利率 1.50%、お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料(例)】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>3 年</td><td>5 年</td><td>7 年</td><td>10 年</td><td>15 年</td></tr><tr><td>保証料（円）</td><td>19,749</td><td>32,292</td><td>44,620</td><td>62,719</td><td>91,885</td></tr></table> 保証料率は年 0.6%～1.3%です（上記保証料 1.3%の場合）						お借入期間	3 年	5 年	7 年	10 年	15 年	保証料（円）	19,749	32,292	44,620	62,719	91,885
お借入期間	3 年	5 年	7 年	10 年	15 年													
保証料（円）	19,749	32,292	44,620	62,719	91,885													
手数料	○新規事務取扱手数料… 5,500 円（消費税等含む） ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む）が必要です。 ①全額繰上返済の場合… 5,500 円 ②一部繰上返済の場合… 5,500 円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は条件変更手数料（消費税等含む）として 5,500 円が必要です。																	

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 JA 各本支店 ・本店 金融共済部（電話：０４２－５９４－１０１１） ・日野支店（電話：０４２－５８３－２１１１） ・七生支店（電話：０４２－５９１－２０１１） ・多摩支店（電話：０４２－３７５－８２１１） ・稲城支店（電話：０４２－３７７－６００２） 当 JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な 対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等 を受け付けております。																
	○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき ます。																
	<table><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table>	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
	名 称	電話番号	受付日	受付時間													
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護 士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お 客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法も あります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システ ム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。 具体的内容は上記 JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ ください。																	
その他	○お申込みに際しては、当 JA および当 JA が指定する保証機関において所定 の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる 場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 JA の融資窓口までお問 い合わせください。																

JA 東京みなみ